

市税につきまして、平素より格別のご理解とご協力をありがとうございます。

令和2年度の市・県民税(住民税)は、令和元年中(2019年1月～12月)の所得により計算され、令和2年1月1日に居住していた市区町村で課税されます。市・県民税額を正しく計算するためには、市・県民税の申告が必要ですので、本書を参考に市・県民税申告書を作成してください。

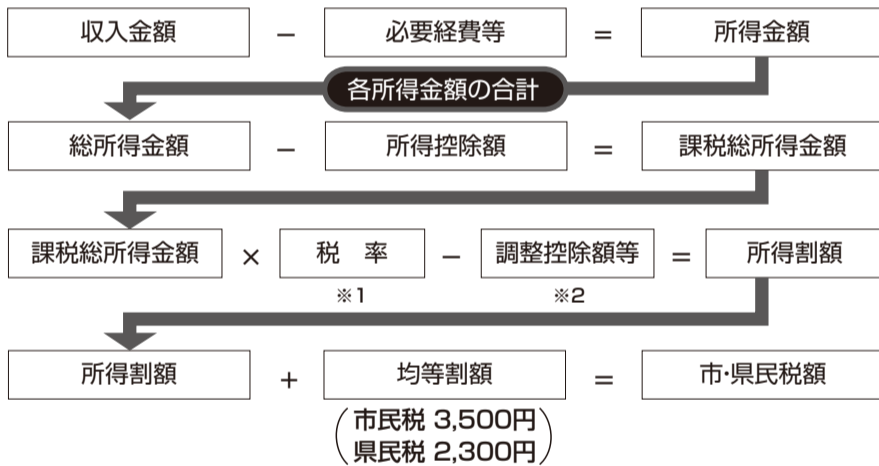
申告しなくてもいい人

- ① 税務署に所得税の確定申告をされた人
- ② 給与所得者で、勤務先から本市へ給与支払報告書が提出されている人
- ③ 年金所得者で、申告する控除が年金から直接引去られた社会保険料(特別徴収)のみの人  
※納付書または口座引落しで支払った社会保険料(普通徴収)は申告をしないと控除は受けられません。

申告に必要なもの

- ※いずれも平成31年(2019年)1月1日～令和元年(2019年)12月31日までの分が対象になります。
1. 源泉徴収票など1年間の収入がわかるもの(給与収入の人で源泉徴収票がない場合は事前にご相談ください。)
  2. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など
  3. 障害者手帳(郵送の場合は写しを添付)、又は障害者控除対象者認定書(郵送の場合も原本提出)
  4. 医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書など(領収書の提出・提示は不要になりました。)
  5. 雑損控除・寄附金控除を受ける場合にはその領収書など(雑損控除の詳しい必要書類は裏面をご確認ください。)
  6. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料の支払証明書(源泉徴収票に記載がある場合には不要)
  7. 本人確認書類(以下の①又は②と③の両方。郵送提出の場合それらの写しを添付)
    - ① 個人番号カード(顔写真付きのもの。郵送提出の場合は両面の写しを添付)
    - ② 個人番号通知カード(顔写真なし) ③ 運転免許証・旅券・障害者手帳・保険証のいずれか
  8. 扶養親族の個人番号がわかるもの(申告書に記載する必要があります。添付又は提示は不要)
  9. 印鑑

市・県民税の計算方法



※1 市民税6%、県民税4%(ただし、分離課税分は除く)  
 ※2 調整控除額等として調整控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割・株式等譲渡所得割、税額調整等が含まれます。  
 配当割・株式等譲渡所得割が控除しきれない場合は、控除しきれなかった額を均等割額に充当します。

市・県民税のかからない人(非課税基準)

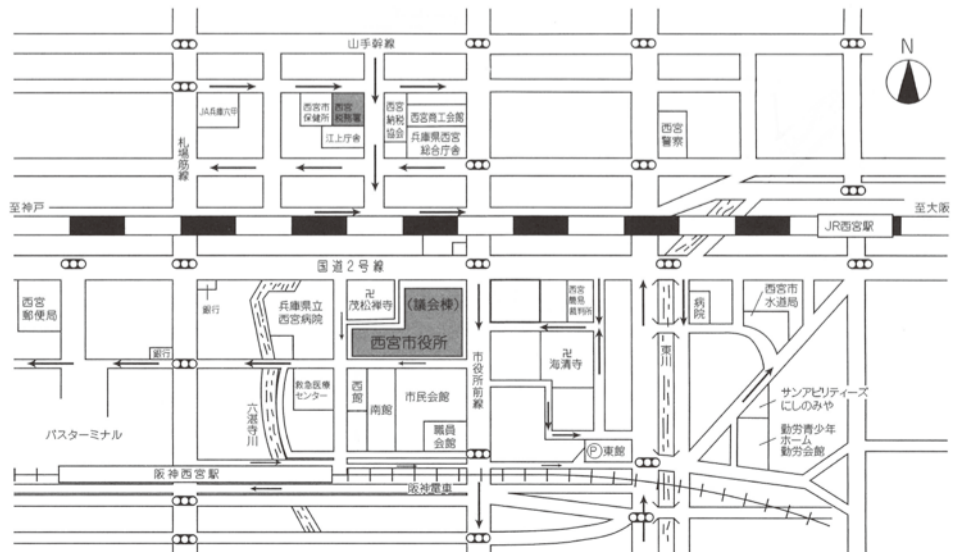
- ① 令和元年中(平成31年1月～令和元年12月)の合計所得金額が下記の条件のいずれかにあてはまる人
  1. 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 35万円以下
  2. 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合  
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+21万円以下
- ② 納税者本人が障害者・寡婦・寡夫(P3参照)・未成年(平成12年1月3日以降生まれ)で合計所得金額が125万円以下の人

◆合計所得金額とは、総所得(申告書の⑨)と分離配当等所得、土地、建物、株式の譲渡所得など(退職所得などを除く)を合計した金額をいいます。  
 ◆同一生計配偶者とは、納税者本人と生計を一にし、かつ事業専従者や他の納税者の扶養親族となっていない、前年の合計所得金額が38万円以下の配偶者のことです。  
 ◆扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。

納税の方法

- 給与から差引(特別徴収) …6月から翌年5月までの12回に分けて事業主が毎月の給与から差引き納税します。
- 公的年金から差引(特別徴収) …平成21年10月より開始の制度です。65歳以上の方の年金に対する税額を年金から差引きします。開始初年度は10月支給分から差引きします。翌年以降は、4月以降の年金支払月ごとに差引きします。
- 自分で納付(普通徴収) …市役所から送付される納税通知書で、本人が6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納税します。
- その他 …給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収及び普通徴収に税額を振り分けて納税します。

<周辺地図>



お問い合わせ先

市民税課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号  
(西宮市役所本庁舎2階)

平日(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)の午前9時から午後5時30分まで受付します。

お名前の頭文字が

- ア～カの方は (0798)35-3203・3216・3267
- キ～タの方は (0798)35-3202・3204・3205
- チ～フの方は (0798)35-3213・3214・3215
- ヘ～ワの方は (0798)35-3212・3217・3250

市・県民税申告書の書き方

所得金額は「収入金額－必要経費」で求めます。

申告書の㉗～㉙は収入金額、①～⑧は下記の方法で計算した所得金額を記入してください。

所得の種類	内 容
事業 ⑦と① 営業等	小売業、建設業、修理業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得と、弁護士、医師、作家、プロ野球選手、大工、各種外交員などの事業から生ずる所得 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉔)に記入してください 所得金額(①)＝収入金額(㉗)－必要経費
①と② 農業	農産物の生産などから生ずる所得 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉔)に記入してください 所得金額(②)＝収入金額(㉘)－必要経費
②と③ 不動産	土地、建物の貸付による地代、家賃、権利金など 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉔)に記入してください 所得金額(③)＝収入金額(㉙)－必要経費
①と④ 利子	公社債、預金の利子等で源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)の対象とならないもの 利子所得(④)＝収入金額(㉚)
③と⑤ 配当	株式、出資の配当金、剰余金、証券投資信託の配当金 必要経費＝株式等の取得に要した負債の利子(申告書裏面㉔)に記入してください 所得金額(⑤)＝収入金額(㉛)－必要経費 上場株式等の配当等については、配当金を受け取った時に所得税と住民税(配当割額)が源泉徴収されているため、申告は原則として不要ですが、申告することもあります。申告する場合は、これらの所得を含めて市・県民税を計算し、配当割額を差し引いて納税額を求めます。 なお、上場株式等の配当等を申告する場合は、所得税と異なる課税方式を選択する場合も含め、納税通知書が送達されるまで申告が必要で、また選択は1回限りとなります。課税方式を後日変更することは出来ませんのでご注意ください。 非上場株式の配当は、住民税が引かれていないため申告が必要です。
⑦と⑥ 給与	給料、俸給、賃金、賞与など 所得金額は下記の計算表を参照の上、算出してください(源泉徴収票を添付してください)。 日給、賃金、日雇労働などの人は次の方法で収入金額を計算してください。 日給×1ヶ月の平均労働日数×労働月数

給与等の収入金額の合計		給与所得の金額		給与所得の金額	
から	まで	から	まで	から	まで
		円	円		
650,999円まで	0円	1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)	「A×4×60%」で求めた金額
円	円				
651,000	1,618,999	1,800,000	3,599,999		「A×4×70%－180,000円」で求めた金額
1,619,000	1,619,999	3,600,000	6,599,999		「A×4×80%－540,000円」で求めた金額
1,620,000	1,621,999	6,600,000	9,999,999		「収入金額×90%－1,200,000円」で求めた金額
1,622,000	1,623,999	10,000,000円以上			「収入金額－2,200,000円」で求めた金額
1,624,000	1,627,999				

《計算例》  
例えば、「給与等の収入金額の合計額」が5,672,950円の場合の給与所得の金額は次のようになります。  
①5,672,950円÷4＝1,418,237.5円  
②1,418,237.5円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,418,000円 ……A  
③1,418,000円×4×80%－540,000円＝3,997,600円

受給者の年齢	公的年金等収入金額の合計額(A)	公的年金等所得額
65歳以上の人 (昭和30年1月1日以前生まれ)	330万円以下	(A)
	330万円超410万円以下	(A)×0.75
	410万円超770万円以下	(A)×0.85
	770万円超	(A)×0.95
65歳未満の人 (昭和30年1月2日以降生まれ)	130万円以下	(A)
	130万円超410万円以下	(A)×0.75
	410万円超770万円以下	(A)×0.85
	770万円超	(A)×0.95

②と⑦ その他	内 容
②と⑦	原稿料、講演料、生命保険年金、郵便年金など 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉔)に記入してください 所得金額(⑦)＝②から算出した公的年金等所得+収入金額(②)－必要経費 マイナスになる時は0円
②③④⑤⑥ 総合譲渡一時	総合譲渡所得……自動車、機械、ゴルフ会員権などの資産(分離課税される土地、建物、株式を除く)の譲渡による所得があたりはります。 一時所得……賞金、懸賞当せん金、生命保険の満期返戻金などがあたりはります。 所得金額(⑧)……(収入金額－必要経費－特別控除額)×2 ※総合譲渡所得のうち短期(所有期間5年以下のもの)には1/2を乗じません。 ※特別控除額は50万円か差引金額(収入金額－必要経費)のいずれか小さい方となります。

令和2年度(令和元年分)市・県民税申告書

西宮市長 殿

フリガナ ニシノミヤ タロウ

氏名 西宮 太郎

個人番号 123456789010

生年月日 1980年10月1日

住所 西宮市 西宮市六湛寺町10-3

収入金額

事業所得	①	
農業所得	②	
不動産所得	③	
利子所得	④	
配当所得	⑤	
雑所得	⑦	2683950
総合所得	⑧	1483950

控除の種類

医療費控除	⑩	139653
社会保険料控除	⑫	226389
健康保険料控除	⑬	14789
国民年金	⑭	84600
地震保険料控除	⑮	20000
障害者控除	⑰	830000
配偶者控除	⑱	330000
扶養控除	⑲	900000
基礎控除	⑳	330000
合計	㉑	2793042

課税される所得金額(⑧-㉑)千円未満切捨

所得金額(⑧) 1483950

控除額(㉑) 2793042

所得金額(⑧) 1483950

控除額(㉑) 2793042

所得金額(⑧) 1483950

控除額(㉑) 2793042

公的年金所得額を求めたら⑦へ転記

申告の際は源泉徴収票等の証明書、各控除に必要な支払証明書を別紙に添付してください

個人番号(マイナンバー)をご記入ください

フリガナはフルネームをご記入ください

控除の種類	条件など	控除額
⑩ 雑 損	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が生活上必要なものなど、災害・盗難などによって損害を受けた場合(申告書の裏面㉔を参照のうえ算出してください)。 (注)①被害を受けた住宅や自家用車の取得年月と取得価格、更に住宅の場合は床面積がわかるもの、②災害関連支出があればその領収書、③保険金等で補てんされた金額がわかる書類、④災害証明書の写し等被害状況のわかるものをご用意ください。	次のいずれか多い金額 ①(損失金額－保険等により補てんされる金額)－(総所得金額等の10%の金額) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされる金額)－5万円 ※災害関連支出とは、滅失した住宅、家財を除去するための費用など災害時に関連してやむを得ない支出をした金額をいい、①の損失金額にもこれは含まれます。
⑪ 医 療 費 ※右の①、②のうちどちらかを選択	①医療費控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合。 (注)医療費控除の明細書が必要です。 ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払っており、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として健康診査や予防接種など一定の取組を行っている場合。 (注)セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を証明する書類が必要です。	①の場合 (支払った医療費－保険等により補てんされる金額)－(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い金額) ※ただし、200万円が限度です ②の場合 (支払った医療費－保険等により補てんされる金額)－1万2千円 ※ただし、8万8千円が限度です
⑫ 社会保険料	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合。 公的年金等から特別徴収されている場合は、本人分のみとなります。(注)国民年金保険料は証明書などが必要です。	支払額全額
⑬ 小規模企業共済等掛金	あなたが、小規模企業共済等掛金又は、確定拠出年金法に基づく掛金、地方公共団体が行う人身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。(注)証明書などが必要です。	支払額全額

控除の種類	条件など	控除額
⑭ 生命保険料控除	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除 ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料(新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)は、生命保険料控除の計算方法が異なります。 控除額はP4の計算書よりご計算ください。	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料(旧)長期損害保険料がある場合を含みます。
⑮ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料(旧)長期損害保険料がある場合を含みます。	地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、その合計額が控除金額となります。 一つの損害保険契約等において、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により、地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けられます。 (注)控除証明書などが必要です。※ただし、25,000円が限度額です。
所得控除 ⑯ 寡 婦	あなたが、下記の2つの条件のいずれかに当てはまる場合。 ①夫と死別し、若しくは離婚後、再婚していないか、又は夫が生死不明の場合で扶養親族を生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人で、総所得金額等の合計額が38万円を超えていない人)を有する人。 ②夫と死別後再婚していないか、夫が生死不明の場合で令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人。 (注)離婚の場合には、扶養親族がなければ合計所得金額が500万円以下であっても寡婦控除の対象にはなりません。	26万円
⑰ 特別寡婦	寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人。	30万円
⑱ 寡 夫	あなたが、下記の2つの条件の両方に当てはまる場合。 ①妻と死別・離婚後、再婚していないか、又は妻が生死不明の場合。 ②令和元年中の合計所得金額が500万円以下で生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人で、総所得金額等の合計額が38万円を超えていない人)を有する人。	26万円
⑲ 勤 労 学 生	あなたが、下記の3つの条件すべてに当てはまる場合。 ①各種学校などの生徒である(学生証などが必要)。 ②合計所得金額が65万円(給与だけの人は収入金額130万円)以下である。 ③②の所得金額のうち、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である。	26万円
⑳ 障 害 者	あなたや、あなたが扶養している配偶者や親族が障害者の場合。 ①特別障害者……障害者のうち重度障害がある人。 ○精神障害者保健福祉手帳1級の人 ○市区町村により特別障害者の認定を受けた人 ②普通障害者……①以外の障害者。 (注)障害者手帳などの証明書が必要です。	特別障害者……30万円 普通障害者……26万円 (特別障害者であつたと同居している場合は、23万円を加算した額となります)
㉑ 配 偶 者	あなたと生計を一にする配偶者で、事業専従者にも他の納税者の扶養親族にも該当せず、令和元年中の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみで103万円以下の人)の場合、あなたの所得金額に応じた配偶者控除を受けることができます。ただし、あなたの令和元年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。(平成31年度市・県民税から)※下線の条件を満たし申告された配偶者は、同一生計配偶者といえます。この同一生計配偶者はあなたの合計所得金額に関わらず、非課税判定の人数に含まれ、同一生計配偶者が障害者である場合には、障害者控除も受けられます。	控除額の一覧表など詳しくは4ページをご覧ください。
㉒ 配 偶 者 特 別	あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者や他の納税者に扶養されている人は除きます)の令和元年中の合計所得金額が38万円を超え、123万円以下(給与収入のみで103万円を超え、2016年6月未満の人)の場合、配偶者特別控除を受けることができます。ただし、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。また、配偶者特別控除を夫婦の間で互いを受けることはできません。控除額については、あなたの所得と配偶者の所得の両方によって決まります。 ※配偶者控除との併用は出来ません。	
㉓ 扶 養 (配偶者を除く)	あなたと生計を一にする親族で、令和元年中の合計所得金額が38万円以下の場合、扶養控除を受けることができます。 (ただし、所得が範囲内であっても事業専従者とした人や他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人については控除を受けることができません)。 ※平成24年度より16歳未満の者に対する扶養控除(33万円)及び16歳から18歳までの控除対象扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されました。 ※扶養親族が障害者である場合は、障害者控除も受けられます。(16歳未満も可)	16歳未満の人(年少) (平成16年1月2日以降生まれの人) ……0万円 16歳～18歳、23歳～69歳の人(一般) (平成13年1月2日～平成16年1月1日、昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれの人) ……33万円 19歳～22歳の人(特定) (平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれの人) ……45万円 70歳以上の人(老人) (昭和25年1月1日以降生まれの人) ……38万円 70歳以上の同居の父母など (昭和25年1月1日以前生まれの人) ……45万円
⑤ 寄 附 金 (申告書裏面に記入)	(1)地方公共団体(ふるさと寄附金)、(2)兵庫県共同募金会、(3)日本赤十字社兵庫県支部、(4)兵庫県が条例で指定した団体等(県民税)、(5)西宮市が条例で指定した団体(市民税)に対し、いずれも2千円を超える寄附を令和元年中にした場合。 (注)領収書などの証明が必要で、※ふるさと納税制度に変更がありました。詳しくは、裏面4ページの「税制改正のお知らせ」をご覧ください。	

# 税制改正のお知らせ

税制改正により令和2年度(令和元年分)から主に下記の点が変更になります。

## ●ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定します。  
 ※対象となる地方団体については、[総務省ホームページ:ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る指定制度について』](#)を参照してください。

指定対象外の地方団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

(個人住民税の寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外になりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除は対象になります。)

※申告書裏面㊟欄では、2段目の市区町村分(特例控除対象以外)へ記入してください。なお、指定対象団体もしくは、指定対象外の地方団体に対する令和元年5月31日以前に寄付された場合につきましては、1段目の都道府県、市区町村分(特例控除対象)へ記入してください。

## ○配偶者控除額一覧表

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額 ※()内は給与収入金額に換算した額を表示	控除額	
	一般の配偶者 (昭和25年1月2日以降生まれの70歳未満の人)	老人配偶者 (昭和25年1月1日以前生まれの70歳以上の人)
900万円以下 (1,120万円以下)	33万円	38万円
900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,220万円超)	適用なし	適用なし

配偶者控除を受けられるのは上の表のとおり、合計所得金額1,000万円以下の納税者のみですが、前年合計所得金額が38万円以下で、扶養の条件を満たす配偶者は、納税者の所得に関わらず**同一生計配偶者**として申告することができ、今までどおり扶養親族に数えられます。したがって市・県民税の非課税判定の人数に含まれ、同一生計配偶者が障害者に該当する場合はその障害者控除を受けることもできます。

## ○配偶者特別控除額一覧表

	控除を受ける納税者本人の合計所得金額 ※()内は給与収入金額に換算した額を表示			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
※()内は給与収入金額に換算した額を表示 配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (166万8千円以上 175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (175万2千円以上 183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (183万2千円以上 190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (190万4千円以上 197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (197万2千円以上 201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円

配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入のみの場合、103万円)を超えた場合は、扶養の人数には含まれません。したがって、市・県民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障害者であっても、障害者控除の対象にはなりません。

## 生命保険料控除の計算書 申告書記入の際には、この計算書をご利用ください。

区分毎の支払保険料額を記入			控除額を計算			
一般生命 保険料	新契約分の 合計額	A 円	Aの額を新契約の表にあてはめて計算した金額→	a(最高28,000円) 円	計(a+b)→	f(最高28,000円) 円
	旧契約分の 合計額	B 円	Bの額を旧契約の表にあてはめて計算した金額→	b(最高35,000円) 円	bとfのいずれか 大きい金額	g 円
個人年金 保険料	新契約分の 合計額	C 円	Cの額を新契約の表にあてはめて計算した金額→	c(最高28,000円) 円	計(c+d)→	h(最高28,000円) 円
	旧契約分の 合計額	D 円	Dの額を旧契約の表にあてはめて計算した金額→	d(最高35,000円) 円	dとhのいずれか 大きい金額	i 円
介護医療 保険料	新契約分の 合計額	E 円	Eの額を新契約の表にあてはめて計算した金額→	e(最高28,000円) 円		
					生命保険料控除額	計(g+i+e) (最高70,000円) 円

新契約分…平成24年1月1日以後契約分  
 旧契約分…平成23年12月31日以前契約分  
 ※申告書と区分の並びが異なりますのでご注意ください。

新契約分(平成24年1月1日以後契約)	
年間の支払保険料等	控除額
～12,000円	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円

旧契約分(平成23年12月31日以前契約)	
年間の支払保険料等	控除額
～15,000円	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円